

【高知追手前高等学校】部活動に係る活動方針

教育基本方針

国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身共に健康な人間を育成する。そのため、本校の良き伝統である質実剛健の校風と文武両道の精神を基盤に、生徒一人ひとりの個性と能力を伸ばし、知性と教養を身に付け、主体的に判断できる能力、豊かな人間性とたくましく生きるための健康・体力を培い、21世紀をリードする人間の育成を目指し、次の目標を設定する。

1. 個性を尊重しよう。
2. 人権感覚を育てよう。
3. 自主性・主体性を育てよう。
4. 合理性と創造性を育てよう。
5. 積極性を育てよう。
6. 心の健康と体力を育てよう。
7. 社会貢献の心を育てよう。
8. 男女共同参画社会の実現を目指す態度を育てよう。
9. 環境に関心を持つ態度を育てよう。
10. 文化の価値を発見し創造する力を育てよう。
11. 国際感覚を育てよう。

特別活動の目標および部活動の目標

特別活動

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としてのあり方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

部活動

- ① 健全な趣味や豊かな教養を養い個性の伸長を図る。
- ② 心身の健康を助長し余暇を活用する態度を養う。
- ③ 自主性を育てるとともに集団生活において協力していく態度を養う。

基本的事項

①運営に関すること

(1) 部活動設置について

- ① 部の結成、解散は部審議会で審議し、原案作成の上生徒会議会に諮り、職員会議の了承を得て決定する。
- ② 部審議会で、部活動計画に基づき、活動実態や改善すべき点などについて進捗管理を行う。
- ③ 部は同好会より昇格される。同好会は部に準ずるが、予算は計上されない。
- ④ 生徒指導部内に、体育系、文化系それぞれの部活動担当者を設置し、部活動の推進を図る。

(2) 推進体制について

- ① 各部には顧問をおき、その指導監督のもとに活動計画を立てる。
- ② 各部には、役員（部長1名、副部長1名、会計担当者1名）をおき、次の任務を遂行する。
 - ア 部長は部を代表し、部の総括、活動の推進を任務とする。
 - イ 副部長は常に部長を補佐し、部長に支障のあるあるときには、その任務を代行する。
 - ウ 会計担当者は、部の会計と物品管理の責任を持ち、顧問の許可を得てその任にあたる。
- ③ 各部とも、緊急連絡体制を整えておく。

(3) 顧問会、部長会（キャプテン会）について

- ① 顧問会は、年間を通じて定期的に開催し、情報の共有と諸課題解決を図る。
- ② 顧問会の開催を受け、部長会を開催し、活動についての共通認識を図る。

(4) 研修について

指導力向上研修等、県主催の研修会にできるだけ参加し、その内容を顧問同士で共有する。

(5) 部費について

顧問の責任のもと、部費の出納に関して適正に処理し、部員及び保護者に会計報告を行う。

②活動に関すること

(1) 施設の使用・施設、用具の管理について

使用した施設の清掃・施設、施設・用具の管理は各部が責任を持つ。

(2) 事故防止・安全対策について

- ① 日常から事故防止と安全対策、怪我予防に配慮をする。
- ② 事故が発生したときには「学校危機管理マニュアル」に従って速やかに対応する。
- ③ 熱中症対策として、活動中はこまめに水分を補給する機会を設け、さらに適切に休憩時間を設定する。特に夏場は、活動場所の気温に留意する。
- ④ 災害が発生した場合、災害伝言ダイヤル等を活用して保護者等との安否確認連絡を行う。

(3) 大会参加・対外試合等・合宿について

大会への参加・他校または外部との試合（合同活動）、合宿を行う場合は、事前に学校長に届けを提出する。

(4) 活動計画について

- ① 各部は、年間活動計画・月間活動計画を学校長に提出する。
- ② 長期休業中の活動については、休業に入る前に活動計画を学校長に提出する。

③活動時間に関すること

(1) 休養日の設定について

原則として以下の休養日を設ける。ただし、大会や部の行事等によっては変更する場合がある。

- ① 各部が設定する、週あたり1回以上の休養日
- ② 各部が設定する、長期休業中の休養日
- ③ 年末年始(12月29日から1月3日)
- ④ 定期試験発表日から定期試験最終日(この間に活動許可された場合の活動時間は平日1時間程度とする)

(2) 活動時間及び下校時間について

- ① 活動時間とは、顧問の練習計画のもと、部員に指導を行う時間をさす。
- ② 平日の活動時間は2時間程度とし、午後6時30分には活動を終了するとともに、午後7時までには下校する。
- ③ 休日等の活動時間は、平日の練習メニューとの関係性を鑑みて4時間程度とする。午後5時には活動を終了するとともに、午後5時30分までに下校する。
- ④ 大会・発表会・他校または外部との試合(合同活動)・合宿等における活動時間は、その都度各部が設定した時間とする。

	定休日	長期休業中の休養予定日数 (夏季、秋季、冬季、春季の計)	平日の活動時間	休日の活動時間	備考
①バドミントン部	毎週1日及び 定期試験発表中	20日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	
②登山部	毎週2日及び 定期試験発表中	60日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	大会前は変動
③野球部	毎週1日及び 定期試験発表中	15日程度	1時間半程度	4時間程度	平日の朝練習(30分程度)
④弓道部	〃	20日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	
⑤卓球部	毎週2日及び 定期試験発表中	25日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	大会前は変動
⑥バスケットボール部	毎週1日及び 定期試験発表中	15日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	
⑦バレーボール部	〃	20日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	
⑧サッカー部	〃	15日程度	1時間半～2時間程度	2時間～4時間程度	
⑨剣道部	〃	20日～25日程度	1時間半～2時間程度	3時間～4時間程度	
⑩ハンドボール部	〃	20日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	
⑪陸上部	〃	20日程度	1時間半程度	4時間程度	平日の朝練習(30分程度)
⑫ソフトボール部	〃	20日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	平日の朝練習(30分程度)火・木のみ
⑬ソフトテニス部	〃	20日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	
⑭柔道部	〃	15日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	
⑮水泳部	〃	夏季休業の15日程度の活動以外休み	1時間半～2時間程度		学校での活動は6～8月のみ
⑯テニス部	〃	20日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	
⑰ラグビー部	〃	25日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	
⑱書道部	月・水・金曜以外 及び定期試験発表中	夏季休業の10日程度の活動以外原則休み	1時間半～2時間程度	4時間程度	文化祭・作品展前は変動
⑲華道部	水曜以外及び 定期試験発表中	〃	1時間半～2時間程度	2時間程度	文化祭・大会前は変動
⑳茶道部	水曜以外及び 定期試験発表中	夏季休業の20日程度の活動以外原則休み	1時間半～2時間程度	4時間程度	文化祭前は変動
㉑文芸部	月・金曜以外及び 定期試験発表中	長期休業中は原則休みとする (発表会等、状況によっては活動日あり)	1時間半～2時間程度	4時間程度	年2回発行の部誌編集期は変動
㉒写真部	金曜以外及び 定期試験発表中	〃	1時間半～2時間程度		文化祭前は変動
㉓音楽部	火・木・日曜及び 定期試験発表中	〃	1時間半～2時間程度	4時間程度	発表会前は変動
㉔美術部	月・水・木曜以外 及び定期試験発表中	50日程度	1時間半～2時間程度	2時間～4時間程度	展覧会出品前は変動
㉕科学部	土・日曜及び 定期試験発表中	長期休業中は原則休みとする (発表会等、状況によっては活動日あり)	1時間半～2時間程度	4時間程度	発表前・イベント参加時は休日にも活動 夏季休業中に10日程度活動予定
㉖英語部	月・木曜以外及び 定期試験発表中	〃	1時間半～2時間程度		大会前は休日活動あり

⑳人権問題研究部	木曜または金曜以外 及び定期試験発表中	〃	1時間半～2時間程度		文化祭前は変動
㉑放送部	土・日曜及び 定期試験発表中	〃	1時間半～2時間程度	2時間程度	大会前は変動
㉒マンガ部	月・水・木曜及び定期 試験発表中	〃	1時間半～2時間程度		マンガ甲子園前は変動
㉓パソコン部	土・日曜及び 定期試験発表中	〃	1時間半～2時間程度	3時間程度	夏季休業中は10日程度活動
㉔囲碁・将棋部	日・月曜及び 定期試験発表中	40日～45日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	大会前は変動
㉕新聞部	火・金・日及び 定期試験発表中	30日程度	1時間半～2時間程度	3時間～4時間程度	学校行事・取材によって変動
㉖軽音楽部	土・日曜及び 定期試験発表中	40日程度	バンド毎に1時間 最大2時間程度	バンド毎に1時間 最大4時間程度	演奏会前は変動
㉗演劇部	毎週1日及び 定期試験発表中	20日～25日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	大会前は変動
㉘舞踊部	原則として日曜日 及び定期試験発表中	20日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	発表会前は変動
㉙吹奏楽部	毎週1日及び 定期試験発表中	20日程度	1時間半～2時間程度	4時間程度	〃
備考					

評価と改善（上記①～③）

①運営に関すること ②活動に関すること ③活動時間に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づいた活動ができたか。 ・課題、問題点はなかったか。 ・課題の原因究明及び解決方法について。 	管理職と生徒指導部で定期的に進捗管理を行い、部審議会で適宜評価を行う。
---------------------------------------	---	-------------------------------------